

聖籠町告示第2号

聖籠町保育の必要性の認定基準に関する要綱を次のように定める。

平成27年1月26日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町保育の必要性の認定基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聖籠町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年聖籠町規則第1号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)の定めるところによる。

(支給認定の申請)

第3条 法第20条第1項に規定する認定(以下「支給認定」という。)を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第20条第6項の規定により、前項の規定による申請のあった日から30日以内に申請に対する処分をしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(支給認定書の交付)

第4条 町長は、前条第1項の申請について、法第20条第4項の規定により支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る保護者(以

下「支給認定保護者」という。)に施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定・変更認定通知書(別記様式第2号)により通知するとともに教育・保育給付支給認定証(別記様式第3号。以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、前条第1項の申請について、法第20条第5項の規定により、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定却下通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(支給認定の有効期間)

第5条 前条第1項による支給認定の有効期間については、府令第8条の定めにより別表のとおりとする。

(労働又は疾病の状況等の届出)

第6条 支給認定保護者(当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。)は、法第22条の規定により、毎年、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定労働又は疾病の状況等届出書(別記様式第5号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、府令第9条第4項の規定により前項の届出を受け、当該支給認定保護者の利用負担額を変更する必要があるときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

(支給認定の変更)

第7条 支給認定保護者は、法第23条第1項の規定により次に掲げる支給認定の事項を変更する必要があるときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書(別記様式第6号)に支給認定証を添えて、町長に提出しなければならない。その場合においては、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定・変更認定通知書により通知するものとする。

- (1) 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 保育必要量
 - (3) 支給認定の有効期間
 - (4) 利用者負担額に関する事項
- 2 町長は、法第23条第4項に規定する職権により、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したとき、その他必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。その場合においては、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更通知書（別記様式第7号）により、当該変更の認定に係る支給認定保護者に通知し、支給認定証の提出を求めるものとする。
- 3 町長は、法第23条第6項の規定により、第1項又は第2項の支給認定の変更の認定を行った場合には、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
- （支給認定の取消しを行う場合の通知）

第8条 町長は、法第24条第1項の規定により、次に掲げる事項に該当する場合は、支給認定を取り消すことができる。

- (1) 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき
 - (2) 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき
 - (3) 前号に掲げるもののほか、その他町長が認める場合
- 2 町長は、法第24条第2項の規定により、支給認定の取消しを行ったときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書（別記様式第8号）により、当該取消しに係る支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。
- （申請内容の変更の届出）

第9条 支給認定保護者は、府令第15条第1項の規定により、支給認定の有効期間内において次に掲げる事項を変更する必要があるが生じた

ときは、すみやかに施設型給付費・地域型保育給付費等申請内容変更届出書（別記様式第9号）に支給認定証を添えて、町長に届け出なければならない。

（1） 当該届出を行う支給認定保護者の氏名、住所、生年月日及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該届出に係る小学校就学前子どもの住所)

（2） 当該届出に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄

（支給認定証の再交付）

第10条 支給認定保護者は、府令第16条第2項の規定により、支給認定の有効期間内において支給認定証を汚損又は滅失したときは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書（別記様式第10号）に、汚損した支給認定証を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、府令第16条第1項の規定により、前項の支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。

3 支給認定保護者は、府令第16条第4項の規定により支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、すみやかにこれを町長に返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、法の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 第3条第1項に規定する支給認定の申請に関し必要な手続き、その他の準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。